

昭和二十四年政令第三百八十五号

監察医を置くべき地域を定める政令

内閣は、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
死体解剖保存法第八条第一項の規定に基づき、次の地域を定める。
東京都の区に存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市

附 則

この政令は、昭和二十四年十二月十日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月二二日政令第二二五号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。